**吹田市国民健康保険条例の一部改正に係る骨子案**

**１ 趣旨及び概要**

**現在、吹田市国民健康保険料について、納付者が下記（1）から（5）のいずれかに該当したことにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、納付することができないと認める金額を限度として、６月以内の期間に限って、徴収を猶予することができるとしていますが、今般の国からの通知に基づき、急患等疾病により一時的に納付困難な者に対して徴収猶予可能期間を１年以内とすることに合わせて、他の要件における徴収猶予可能期間も地方税法に準じて1年以内とするものです。**

**(１)　天災その他の災害を受けたとき。**

**(２)　納付者又はその者と生計を一にする者の疾病のため、異状の出費をしたとき。**

**(３)　納付者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。**

**(４)　納付者がその事業又は業務に甚大な損害を受けたとき。**

**(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。**

**２ 改正内容**

**吹田市国民健康保険料の徴収猶予可能期間を６月以内から１年以内に改正します。**

**３ 施行予定日**

**令和６年（2025年）４月１日**